

合同会社 UAS テクノにおける研究費の不正使用防止計画

令和 7 年 5 月 3 1 日

研究不正防止委員会決定

当社における研究費の適正な使用を徹底し、不正使用の発生を防止するため、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、当社全体の具体的な対策の最上位のものとして、次のとおり不正使用防止計画を策定する。

なお、不正防止計画の策定にあたっては、不正を発生させる要因に対応した実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化及び適正化を図る。

不正を発生させる要因・事例	不正使用防止計画
ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など。）。	ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運の営管理に関わる構成員に分かりやすい形で周知。
決裁手続きにおける責任の所在が不明確	職務権限に応じた決裁手続きの策定
予算執行の特定の時期への偏り。	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
業者に対する未払い問題の発生	書類に基づく発注及び検収の徹底。
取引に対するチェックが不十分（必要書類、記録、業者選定理由等）	取引金額に応じた書類（相見積、業者選定理由書）を明示し、徹底する。
同一構成員からの同一業者への多変度発注。	不正な取引は構成員と豪奢の関係が緊密な状況で発生しがちであることを鑑み、同発注の内容を精査する。
発注品の研究計画との対応が不十分	研究推進に必要なソフト、ハードウェアの名称を研究計画書に可能な限り明記するとともに、大きな変更があった場合にはファンド元に研究計画変更を申請する。
検収業務やモニタリング等の形骸化	書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。	納品物品に対して管理番号ラベル等をすみやかに付与・貼りつけを行うとともに、当該物品の所在を管理し、特に納品業者への発

	送については理由確認を行なう。
出張の事実確認が行える手続きが不十分。	構成員の出張について、申請時及び完了報告・清算時に必要な書類を明確にする。